

令和 2 年 4 月 27 日 開 会

①

令和 2 年 4 月茨城県議会臨時会議案

茨 城 県

令和2年4月茨城県議会臨時会議案目次

	頁
第87号議案 令和2年度茨城県一般会計補正予算(第2号).....	1
報告第2号 地方自治法第179条第1項の規定に基づく専決処分について	5

予 算

第87号議案

令和2年度 茨城県一般会計補正予算（第2号）

令和2年度茨城県一般会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ96,333,216千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,266,539,585千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の補正は、「第2表 債務負担行為補正」による。

令和2年4月27日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
9 国庫支出金		140,474,885 ^{千円}	2,510,163 ^{千円}	142,985,048 ^{千円}
	1 国庫負担金	51,154,202	46,093	51,200,295
	2 国庫補助金	86,411,048	2,464,070	88,875,118
12 繰入金		27,994,463	12,720,703	40,715,166
	2 基金繰入金	20,886,204	12,720,703	33,606,907
14 諸収入		93,121,774	81,102,350	174,224,124
	4 貸付金元利収入	74,324,963	80,000,000	154,324,963
	8 雑収入	3,588,424	1,102,350	4,690,774
歳入合計		1,170,206,369	96,333,216	1,266,539,585

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
3 企画開発費		12,648,565 ^{千円}	4,520,702 ^{千円}	17,169,267 ^{千円}
	1 企画費	8,264,174	4,500,000	12,764,174
	2 開発費	2,696,460	20,702	2,717,162
4 生活環境費		9,959,818	4,537	9,964,355
	1 生活文化費	2,446,924	4,537	2,451,461
5 保健福祉費		218,835,442	3,564,432	222,399,874
	1 厚生総務費	113,644,364	1,191,353	114,835,717
	2 生活保護費	5,466,743	47,564	5,514,307
	3 児童福祉費	43,288,947	35,429	43,324,376
	4 障害福祉費	26,724,937	223,940	26,948,877
	8 公衆衛生費	12,364,159	2,066,146	14,430,305
6 労働費		2,603,800	1,256,687	3,860,487
	1 労働政策費	693,831	1,256,687	1,950,518
7 農林水産業費		49,135,748	759,000	49,894,748
	2 畜産業費	2,372,935	759,000	3,131,935
8 商工費		88,967,108	84,621,205	173,588,313
	1 産業政策費	60,043,057	84,571,850	144,614,907
	4 観光物産費	2,140,182	49,355	2,189,537
11 教育費		274,689,315	606,653	275,295,968
	1 教育総務費	55,245,397	603,408	55,848,805
	7 保健体育費	1,852,943	3,245	1,856,188
15 予備費		300,000	1,000,000	1,300,000
	1 予備費	300,000	1,000,000	1,300,000
歳出合計		1,170,206,369	96,333,216	1,266,539,585

第2表 債務負担行為補正

(新規分)

事 項	事 業 内 容	期 間	限 度 額
新型コロナウイルス感染症対策融資損失補償	新型コロナウイルス感染症対策融資制度及び小規模企業支援融資制度に基づき、茨城県信用保証協会が保証した債務によって損失が生じたときは、県がその損失を補償する旨の契約を当該協会と締結する。	自 令和2年度 至 令和17年度	6,272,000千円

報

告

報告第2号

地方自治法第179条第1項の規定に基づく専決処分について

別記2件のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第3項の規定に基づき、報告する。
原案承認されたい。

令和2年4月27日提出

茨城県知事 大井川 和彦

別記 1

令和元年度 茨城県一般会計補正予算（第 7 号）

令和元年度茨城県一般会計の補正予算（第 7 号）は、次に定めるところによる。

（歳入予算の補正）

第 1 条 歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、「第 1 表 歳入予算補正」による。

上記については、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、専決処分する。

令和 2 年 3 月 31 日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

第1表 歳入予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 県 税		377,093,600 ^{千円}	991,470 ^{千円}	378,085,070 ^{千円}
	1 県 民 税	125,540,343	△ 62,584	125,477,759
	2 事 業 税	83,946,204	172,152	84,118,356
	3 地 方 消 費 税	67,383,437	799,754	68,183,191
	5 県 た ば こ 税	3,323,546	82,148	3,405,694
3 地 方 譲 与 税		49,349,907	△ 109,526	49,240,381
	1 地 方 法 人 特 別 譲 与 税	45,260,322	23,637	45,283,959
	2 地 方 揮 発 油 譲 与 税	3,642,299	△ 168,889	3,473,410
	3 石 油 ガ ス 譲 与 税	160,296	△ 5,126	155,170
	4 自 動 車 重 量 税 譲 与 税	226,725	40,803	267,528
	6 航 空 機 燃 料 税 譲 与 税	508	49	557
4 地 方 特 例 交 付 金		4,134,565	△ 252,433	3,882,132
	8 子 ども ・ 子 育 て 支 援 臨 時 交 付 金	2,182,000	△ 252,433	1,929,567
5 地 方 交 付 税		191,702,421	949,977	192,652,398
	1 地 方 交 付 税	191,702,421	949,977	192,652,398
6 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		712,406	△ 21,742	690,664
	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	712,406	△ 21,742	690,664
10 財 産 収 入		8,950,951	334,267	9,285,218
	2 財 産 売 払 収 入	8,124,500	334,267	8,458,767
12 繰 入 金		20,905,338	△ 1,838,080	19,067,258
	2 基 金 繰 入 金	20,351,678	△ 1,838,080	18,513,598
14 諸 収 入		77,658,014	△ 53,933	77,604,081

	6 収 益 事 業 収 入	8,076,653	△	53,933	8,022,720
歳	入	合	計		
		1,172,476,420		—	1,172,476,420

別記 2

茨城県県税条例の一部を改正する条例

茨城県県税条例（昭和25年茨城県条例第43号）の一部を次のように改正する。

第17条第6項中「所得割（」を「所得割等（」に、「にあつては、」を「の」に、「とする。）又は収入割」を「又は同号イに掲げる法人の所得割をいう。）又は収入割等（同項第2号に掲げる事業を行う法人の収入割，同項第3号アに掲げる法人の収入割，付加価値割及び資本割又は同号イに掲げる法人の収入割及び所得割をいう。）」に改める。

第40条第1項第1号中「次号」の次に「及び第3号」を加え，同号イ中「第72条の24の7第5項各号」を「第72条の24の7第6項各号」に改め，同項第2号中「電気供給業」の次に「(次号に掲げる事業を除く。）」を加え，同項に次の1号を加える。

- (3) 電気供給業のうち，電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第2号に規定する小売電気事業（地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第3条の14第1項に規定する事業を含む。第40条の5第2項及び第3項において「小売電気事業等」という。）及び電気事業法第2条第1項第14号に規定する発電事業（施行規則第3条の14第2項に規定する事業を含む。第40条の5第2項及び第3項において「発電事業等」という。）

次に掲げる法人の区分に応じ，それぞれ次に定める額

ア イに掲げる法人以外の法人 収入割額，付加価値割額及び資本割額の合算額

イ 第1号イに掲げる法人 収入割額及び所得割額の合算額

第40条の2第6項中「前条第1項第1号ア」の次に「又は第3号ア」を加え，同条第8項中「同条第3項第1号」を「第4項第1号」に，「同条第3項第3号」を「第4項第3号」に改め，「。）と」の次に「，同条第3項第1号中「合計額」とあるのは「合計額（受託法人であるものにあつては，アに掲げる金額）」と」を加え，「同条第3項中」を「同条第4項中」に改め，「固有法人で」との次に「，第40条の7中「第40条第1項第1号アに掲げる法人」とあるのは「第40条第1項第1号アに掲げる法人で固有法人であるもの」と，「同号イに掲げる法人」とあるのは「同号イに掲げる法人（同号アに掲げる法人で受託法人であるものを含む。）」と，「掲げる事業を行う法人」とあるのは「掲げる事業を行う法人（同項第3号アに掲げる法人で受託法人であるものを含む。）」と，「同項第3号アに掲げる法人」とあるのは「同項第3号アに掲げる法人で固有法人であるもの」と」を加える。

第40条の2の2第1項中「事業の」を「事業税の」に改め，同項各号を次のように改める。

- (1) 付加価値割 各事業年度の付加価値額
- (2) 資本割 各事業年度の資本金等の額
- (3) 所得割 各事業年度の所得
- (4) 収入割 各事業年度の収入金額

第40条の2の2第2項中「前項第1号ア」を「前項第1号」に，「同号イ」を「同項第2号」に，「同号ウ」を「同項第3号」に，「前項第2号」を「同項第4号」に改める。

第40条の4第1項中「第21条の6」を「第21条の7」に改める。

第40条の5第1項中「第3項」を「第4項」に改め，同項第2号中「第72条の24の7第5項」を「第72条の24の7第6項」に改め，同条第2項中「電気供給業」の次に「(小売電気事業等及び発電事業等を除く。）」を加え，同条中第3項を第4項とし，第2項の次に次の1項を加える。

- 3 電気供給業のうち，小売電気事業等及び発電事業等に対する事業税の額は，次の各号に掲げる法人の区分に応じ，それぞれ当該各号に定める金額とする。

- (1) 第40条第1項第3号アに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額

- ア 各事業年度の収入金額に100分の0.75を乗じて得た金額
- イ 各事業年度の付加価値額に100分の0.37を乗じて得た金額
- ウ 各事業年度の資本金等の額に100分の0.15を乗じて得た金額

(2) 第40条第1項第3号イに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額

- ア 各事業年度の収入金額に100分の0.75を乗じて得た金額
- イ 各事業年度の所得に100分の1.85を乗じて得た金額

第40条の7中「所得割（）」を「所得割等（）」に、「にあつては、」を「の」に、「とする」を「又は同号イに掲げる法人の所得割をいう」に、「収入割」を「収入割等（同項第2号に掲げる事業を行う法人の収入割，同項第3号アに掲げる法人の収入割，付加価値割及び資本割又は同号イに掲げる法人の収入割及び所得割をいう。）」に改める。

第40条の14第1項中「地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

第42条の5中第2項を削り，第3項を第4項とし，第1項の次に次の2項を加える。

2 前項（第1号又は第2号に係る部分に限る。）の規定は，卸売販売業者等が，同項第1号又は第2号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等について，第42条の7第1項の規定による申告書に前項（第1号又は第2号に係る部分に限る。）の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額を記載し，かつ，施行規則第8条の4第1項の規定により当該製造たばこの売渡し又は消費等が前項第1号又は第2号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等に該当することを証するに足りる書類を保存している場合に限り，適用する。

3 第1項（第3号又は第4号に係る部分に限る。）の規定は，卸売販売業者等が，同項第3号又は第4号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等について，知事に対し，施行規則第8条の4第2項の規定により当該製造たばこの売渡し又は消費等が第1項第3号又は第4号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等に該当することを証するに足りる書類を提出している場合に限り，適用する。

付則第7条の4の2第1項中「平成45年度」を「令和15年度」に，「平成33年」を「令和3年」に改め，同条第3項中「平成33年」を「令和3年」に改める。

付則第7条の6中「平成50年度」を「令和20年度」に改める。

付則第8条第1項中「平成33年度」を「令和6年度」に改める。

付則第9条の3中「平成50年度」を「令和20年度」に改める。

付則第12条の2第1項中「平成32年度」を「令和5年度」に改め，同条第2項中「平成32年度」を「令和5年度」に，「第31条の2第2項第12号」を「第31条の2第2項第13号」に改める。

付則第14条の4中「平成35年度」を「令和5年度」に改める。

付則第15条中「平成33年1月31日」を「令和3年1月31日」に改める。

付則第17条中「平成32年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

付則第17条の2第1項並びに第17条の3の2第1項及び第3項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改める。

付則第17条の7第1項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改め，同項第5号中「又は装置」を削り，同条第4項及び第5項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改める。

付則第24条及び第24条の2第1項中「平成36年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

付則第26条の3中「第31条の2第2項第12号」を「第31条の2第2項第13号」に改める。

付則第26条の4第3項中「平成33年」を「令和3年」に改める。

付則第31条第1項から第3項までの規定中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改める。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(事業税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の茨城県県税条例（以下「新条例」という。）の規定中法人の事業税に関する部分は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

2 施行日以後最初に開始する事業年度（以下この項において「最初事業年度」という。）開始の日の前日を含む事業年度において、電気供給業のうち新条例第40条第1項第3号に規定する小売電気事業等（以下この項において「小売電気事業等」という。）又は同号に規定する発電事業等（以下この項において「発電事業等」という。）を行っていた法人の小売電気事業等又は発電事業等に係る事業税の課税標準である各事業年度の所得を地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号。以下この項において「令和2年改正法」という。）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の23第1項の規定により当該法人の当該各事業年度の法人税の課税標準である所得又は当該各事業年度終了の日の属する各連結事業年度の法人税の課税標準である連結所得に係る当該法人の個別所得金額（法人税法（昭和40年法律第34号）第81条の18第1項に規定する個別所得金額をいう。以下この項において同じ。）の計算の例により算定する場合には、当該法人が、当該法人の最初事業年度開始の日前10年以内に開始した各事業年度において、小売電気事業等又は発電事業等に係る事業税の課税標準である当該各事業年度の所得を令和2年改正法第1条の規定による改正前の地方税法第72条の23第1項の規定により当該法人の当該各事業年度の法人税の課税標準である所得又は当該各事業年度終了の日の属する各連結事業年度の法人税の課税標準である連結所得に係る当該法人の個別所得金額の計算の例により算定していたものとみなす。

(茨城県県税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 茨城県県税条例等の一部を改正する条例（平成27年茨城県条例第44号）の一部を次のように改正する。

付則第5条第2項第3号中「平成31年9月30日」を「令和元年9月30日」に改め、同条第13項中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改め、同条第14項の表第4項の項中「平成31年10月31日」を「令和元年10月31日」に改め、同表第6項の項中「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に改め、同表第7項の表第42条の9の2第1項の項の項中「平成31年10月31日」を「令和元年10月31日」に改め、同表第7項の表第42条の14第1項の項の項中「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に改める。

第4条 茨城県県税条例等の一部を改正する条例（平成30年茨城県条例第33号）の一部を次のように改正する。

付則第1条第2号中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改め、同条第3号中「平成32年1月1日」を「令和2年1月1日」に改め、同条第4号中「平成32年4月1日」を「令和2年4月1日」に改め、同条第5号中「平成32年10月1日」を「令和2年10月1日」に改め、同条第6号中「平成33年1月1日」を「令和3年1月1日」に改め、同条第7号中「平成33年10月1日」を「令和3年10月1日」に改め、同条第8号中「平成34年10月1日」を「令和4年10月1日」に改める。

付則第2条中「平成33年度」を「令和3年度」に、「平成32年度分」を「令和2年度分」に改める。

付則第5条第2項中「平成32年10月1日」を「令和2年10月1日」に改め、同条第3項中「平成32年11月2日」を「令和2年11月2日」に改め、同条第5項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改め、同条第6項中「32年10月新条例」を「2年10月新条例」に改め、同項の表第42条の9の2第1項の項中「平成32年11月2日」を「令和2年11月2日」に改め、同表第42条の14第1項の項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改める。

付則第6条第2項中「平成33年10月1日」を「令和3年10月1日」に改め、同条第3項中「平成33年11月1日」を「令和3年11月1日」に改め、同条第5項中「平成34年3月31日」を「令和4年3月31日」に改め、同条第6項中「33年新条例」を「3年新条例」に改め、同項の表第42条の9の2第1項の項中「平成33年11月1日」を「令和3年11月1日」

に改め、同表第42条の14第1項の項中「平成34年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

(茨城県県税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第5条 茨城県県税条例の一部を改正する条例(平成31年茨城県条例第28号)の一部を次のように改正する。

付則第1条ただし書中「同年6月1日」を「令和元年6月1日」に改める。

付則第2条第1項中「平成31年度」を「令和元年度」に改め、同条第2項中「平成32年度」を「令和2年度」に、「平成31年度分」を「令和元年度分」に改め、同条第3項中「平成32年度分」を「令和2年度分」に改め、同項の表中「平成31年6月1日」を「令和元年6月1日」に改め、同条第4項中「平成31年12月31日」を「令和元年12月31日」に改める。

付則第4条第1項中「平成31年度分」を「令和元年度分」に改める。

上記については、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和2年3月31日

茨城県知事 大井川 和彦